

# 日本心理療法統合学会次大会規程

## 第1条

日本心理療法統合学会規程第2章（1）に基づく大会は、本規程の定めるところによる。

## 第2条

年次大会の主催機関は、原則として前々年度の総会において決定する。

## 第3条

大会長は、大会準備委員会を組織し、年次大会の企画および運営にあたる。

## 第4条

大会長は、大会プログラムを刊行・配布する。

## 第5条

大会長は、大会発表論文集を刊行する。

## 第6条

大会長の公示に基づいて研究発表やその他の発表を希望する者は、指定する期日までに様式に従って申し込みをしなければならない。なお、研究発表は正会員のみが、その権利を有するものとし、その他の発表については、大会運営委員会での検討を経て理事会が認めた場合に権利を有するものとする。

## 第7条

大会長は、大会の収支決算を、原則として大会終了3ヶ月後までに、理事会に報告しなければならない。

## 第8条

大会長は、大会実施概要を会報に報告しなければならない。

## 第9条

本規程の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

## 附 則

本規程は、2021年11月22日から施行する。